平成２１年（フ）第６６４３号
大阪府大東市北条７丁目６―12、開始決定時の住所兵庫県西宮市広田町４番２号　ブランドミールⅡ103号
破産者　中岡　信昭
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４５３号
大阪市東淀川区西淡路１丁目１番28―605号
破産者　小松興業こと　小松　康彦
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４５９号
大阪市城東区成育２丁目13番17―401号
破産者　アイエスイーこと　伊丹　光蔵
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４６６号
大阪府高槻市上土室５丁目34番１―307号
破産者　北村　成穂
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５３０号
大阪府四條畷市雁屋南町７番４―601号
破産者　川口マユミ
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５７４号
大阪府八尾市曙町１丁目33番地
破産者　池田　揚子
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６２４号
大阪市西成区出城２丁目１番３号
破産者　清水和商店こと　清水　和彦
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６６９号
大阪府枚方市南中振２丁目８番82号
破産者　中西　友紀
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７４５号
堺市堺区柏木町２丁４番７―306号
破産者　立道　惠子
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８１４号
大阪市東淀川区東中島１丁目14番１―307号
破産者　真方　勝美
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１７５６号
堺市北区北長尾町１丁４番３号　北長尾マンション306号
破産者　リフォーム屋さん大前こと　大前　寛
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
大阪府河内長野市市町496番地の３
破産者　向井　伸哉
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
堺市南区御池台１丁14番10号
破産者　中上　義廣
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１００４号
堺市堺区北庄町２丁１番７号
破産者　北條　正子
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６１０号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム１丁目13番８号
破産者　辻　　康子
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３３４号
広島県安芸郡海田町畝１丁目22番11―102号
破産者　小河内　浩
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５３３号
広島市東区矢賀６丁目４番15号
破産者　山田弥寿夫
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５６号
福岡県久留米市東合川２丁目５番15―503号
破産者　江渕かよ子
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第８２８号
北九州市門司区小松町２番42号
破産者　篠塚　忠二
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２５７号
北海道上川郡比布町西町２丁目４番16号
破産者　苫米地明男
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部